

国際協力の不足でネット犯罪者に簡単な逃げ道

最近 10 年間に於けるインターネット（ワールドワイド・ウェブ）の急拡大に見られる情報技術の急速な発展と変化は、情報交換のスピードの急上昇と相まって、ネット犯罪の捜査を特に困難にしています。1997 年末時点でのインターネット利用者は、世界人口のわずか 1.7% に当たる 7,000 万人にすぎませんでした。国際電気通信連合（ITU）の最新データによると、2009 年のインターネット利用者数は世界人口の 26% に当たる 19 億人にまで増大したと見られます。

これまで半世紀にわたり検討されてきたにもかかわらず、ネット犯罪という形での技術の悪用は近年も引き続き、法執行担当者と立法担当者双方に深刻な問題を突きつけています。電子／ネット犯罪対策における国際協力はその重要性にもかかわらず、「普通」犯罪よりもはるかに立ち遅れています。

問題の性質と程度：

電子／ネットサービスが全世界で利用可能となったことは、ネット犯罪が当然国際的側面を備えていることを意味します。ある国の人と同じ国内の人にメールを送るといった簡単なケースでさえ、どちらか一方が国外のプロバイダによるメール・サービスを利用していれば、国際的な要素が絡んできます。最大級のメール・サービスが全世界で数百万人の利用者を誇るという事実は、越境ネット犯罪がどれだけの規模に及びうるかを如実に物語っています。

捜査の成功を確保するためには、時宜にかなった効果的な国際協力が欠かせません。なぜなら、普通犯罪の捜査と異なり、ネット犯罪を捜査できる時間はきわめて短いからです。大容量のファイルでさえ、ほんの数分でダウンロードが可能です。司法共助協定もいくつかでき上がってはいるものの、迅速な対応と国際協力の確立は極めて重要です。

ネット犯罪が国際的に迅速な協調的対応を要する緊急課題だという点では、ほぼ普遍的合意ができ上がってはいますが、無数の変化を遂げる犯罪形態をフォローすることはおろか、問題の程度を定量化することさえ難しいのが現状です。各国の基礎統計でさえ、ネット犯罪を個別に掲載していないのが状況にあるため、逮捕や訴追、有罪判決に関して信頼できる情報の裏づけを得ることは、不可能でなくとも、困難なことが多くなっています。

さまざまな理由により、ネット犯罪が届け出られないケースも多くあります。例えば、銀行などの金融機関は、ハッカーによる攻撃が発覚すれば信頼が失われたり、傷ついたりすることをおそれ、ネット犯罪による被害に遭っても、これを届け出ない可能性があります。

グローバルで迅速な対策ネットワークの重要性：

犯罪者はそのターゲットと同じ場所にいたとしても、ネット犯罪を実行できるため、各国が協調性に富む協力システムを開発することは不可欠です。しかし、ネット犯罪の場合、地域による法律の違いが協力の障害となりかねません。ある国で違法とされるコンテンツも、別の国のサーバでは合法的に閲覧できるからです。司法共助のほとんどは双罰性を原則と

しているため、捜査の対象とできるのは、関係するあらゆる区域で犯罪とされている問題だけです。よって、法律に収斂が見られない場合には問題が生じかねません。

したがって、ネット犯罪防止の鍵を握るのは、犯罪者にとって安全な隠れ場所を作らないことです。安全な隠れ場所があれば、犯罪者は活動を実行に移すことも、捜査を妨げることもできます。2000年にフィリピンで開発されたコンピュータウイルス「ラブバグ」はその一例で、これによって全世界のコンピュータ数百万台が被害を受けました。

組織的犯罪とネット犯罪の関連性：

組織的犯罪とネット犯罪との間には、2種類の関連性があります。一つは、従来の組織的犯罪集団が情報技術を利用するケースで、もう一つは、組織的犯罪集団がネット犯罪を中心に活動するケースです。

報告によると、従来の組織的犯罪集団がソフトウェアの不正コピーや子どもポルノ、なりすまし犯罪などのハイテク型犯罪にかかわる傾向が強まっています。

実施中の対策と未実施の対策：

法律の作成と標準化を図るため、いくつかの地域的イニシアティブができて上がっています。主なものは次のとおりです。

「コンピュータ犯罪およびコンピュータ関連犯罪に関するコモンウェルス・モデル法（Commonwealth Model Law on Computer and Computer Related Crime）」には、刑法、刑事訴訟法および国際協力に関する規定があります。しかし、その効果は英連邦諸国のみに限られています。

欧州連合（EU）も「電子商取引指令」、「データ保存指令」、「テロ対策に関する修正枠組み決定」など、いくつかのアプローチを打ち出しています。EU加盟国27カ国はすべて、こうした規則の実施を義務づけられています。

欧州理事会はネット犯罪法のハーモナイゼーションに向け、3つの重要協定を策定しましたが、うち最もよく知られているのは1997年から2001年にかけて策定された「ネット犯罪条約」です。この条約には具体的な刑法、刑事訴訟法および国際協力に関する規定があります。2003年には「ネット犯罪条約第一追加議定書」が導入されました。2007年には、欧州理事会「子ども保護条約」の署名が始まりました。この条約には、子どもポルノの交換のほか、通信技術を用いた子どもポルノへのアクセスも犯罪化する具体的な規定が含まれています。

さらに、1999年に米国スタンフォード大学が主催した会議のフォローアップとして作成された「スタンフォード国際条約草案（CISAC）」や、米国弁護士協会その他の専門家が開発した「ITU ネット犯罪立法ツールキット」などの学術的な取り組みもいくつか見られます。しかし、これらアプローチは加盟国のみに適用されるため、そのグローバルな影響力は限られています。現在のところ最も幅広く通用しているのは、46カ国が署名し、26カ国が批准済みの欧州理事会「ネット犯罪条約」です。

テロリストによる宣伝目的でのインターネット利用、インターネット関連の決済手段によるテロへの資金供与、可能なターゲットに関する情報収集など、治安を脅かすインターネット現象の台頭により、各国がともに行動する必要性はかつてなく強まっています。

さらに詳しくは、下記をご覧ください。

www.unis.unvienna.org

www.unodc.org

www.crimecongress2010.com.br

ライブ・ウェブキャストは下記でご覧になれます。

www.un.org/webcast/crime2010